



NOMURA
MASTER
FUND
各 位

平成 25 年 7 月 16 日

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産マスターファンド投資法人
代表者名 執行役員 片岡 隆
(コード番号：3285)
資産運用会社名
野村不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 福井 保明
問合せ先 NMF投資責任者 片岡 隆
03-3365-8767 nmf3285@nomura-re.co.jp

金利スワップ契約締結に関するお知らせ

本投資法人は、本日付「資金の借入れに関するお知らせ」にて公表しました資金の借入れ（タームローン契約（5年変動金利）に基づく借入金額12,200百万円の借入れ（以下、「本件借入れ」といいます。）。）に関し、本日、下記のとおり金利スワップ契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 金利スワップ契約締結の理由

本件借入れに関し、当該借入れの元本返済日までの期間にわたり、借入金額に対する利率を固定金利とし、金利変動リスクをヘッジするため。

2. 金利スワップ契約の内容

借入金額12,200百万円（期間5年）に対する利息に関する金利スワップ契約

- ① 相手先 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ② 想定元本 : 12,200百万円
- ③ 金利 : 固定支払 0.53750%
変動受取 全銀協3ヶ月日本円TIBOR
- ④ 開始日 : 平成25年7月18日（本件借入れにおける借入実行日と同日）
- ⑤ 終了日 : 平成30年5月26日（本件借入れにおける元本返済日と同日）
- ⑥ 利払期日 : 固定金利の支払い及び変動金利の受け取りの双方について、初回を平成25年8月26日として、その後本件借入れにおける元本返済日までの期間における、2月、5月、8月及び11月の各26日、並びに元本返済日（但し、営業日でない場合には翌営業日、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とする。）

※金利スワップ契約締結により、本件借入れにかかる利率は、その元本返済日まで0.86250%で固定いたしました。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

なお、全銀協の日本円 TIBOR につきましては、全国銀行協会のホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>) でご確認いただけます。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.nre-mf.co.jp>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の金利スワップの設定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。